

**原告には必ず
お届け下さい。**

2017年12月25日 152号

生活保護制度を良くする会

ニュース

事務局 道生連
電話 011-736-1722
ファックス 011-736-1688
X - ll seihoikusurukai@herb.ocn.ne.jp

**12月20日(水)に行われた「新・人間裁判」
の第13回口頭弁論の内容について、弁護団の
吉田玲英弁護士にまとめてもらいました。**



雪のちらつく12月20日、札幌地方裁判所805号法廷で新・人間裁判の口頭弁論期日が行われました。今回は、

第1次訴訟の13回目の期日と第2次訴訟の5回目の期日ですが、今回の期日から、第3次訴訟も併合して行われました。

法廷では、原告の上野正之さんと高坂千明さんが意見陳述を行いました。

上野さんは、人付き合いでトラブルを抱えやすく、そのためこれまで仕事を転々とし、やがて路上生活をする事となった後で、生活保護を受け、人間らしい生活を取り戻しました。現在は、スーパーで仕事して、約7万円の収入を得ることもできるようになりましたが、生活保護費の引き下げで、昨年亡くなったお父様の一周忌にも行くことができませんでした。夜は蛍光灯もつけずにテレビだけで生活しており、このような生活が『健康で文化的な最低限度の生活』と言えるのかを問いかけてきました。

高坂さんは、ホテルで16年間勤務してきましたが、家庭内のトラブルや過酷な労働のため、抑うつ状態となり退職することとなりました。そういったストレスの中でパチスロ依存症となり、家族も貯金も失い、生活保護を受けるようになりました。現在は、抑うつ
の病状は安定していますが、糖尿病のため、食事は制限された中での生活です。生活保護

の引き下げのため、体にいい物よりもとにかく安い物を買うだけで精いっぱい
の毎日で、一日あと100円でもあれば、という辛さを訴えました。

今回の期日では、弁護団は意見陳述を行いませんでしたが、現在は、以下のようなことを準備しています。

まず、個々の生活保護利用者が、生活保護基準の引き下げによってどのように生活状況が悪化し、どのように苦しい生活をしているのか、陳述書による立証です。今回の期日では、まず13人の陳述書を証拠として提出しましたが、今後できるだけ多くの陳述書を作成する予定です。陳述書の作成には原告の皆様のご協力が不可欠ですので、皆様お願いします。

主張としては、生活保護基準の決定方法の不当性に関する主張の追加を予定しています。これまでの主張に加え、統計学的な見地からおかしいことについても主張する予定です。学者の意見書も準備中です。

次回期日は来年の3月19日(月)13時30分です。次回も原告団で法廷を埋め尽くしましょう！

新・人間裁判第14回口頭弁論

札幌地裁宛署名を集めましょう！



2018年3月19日(月)

- ・12:40 札幌地方裁判所前に集合
- ・13:30 口頭弁論開始
- ・14:00 報告会

札幌市教育文化会館・305研修室